

# 青森県報

第三千八百十二号

平成二十六年  
二月二十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………一

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………一

生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………一

（環境政策課）……………一

（健康福祉課）……………一

（政策課）……………二

理容師法による管理理容師の講習会の指定……………二

（保健衛生課）……………二

美容師法による管理美容師の講習会の指定……………三

（同）……………三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………四

（高年齢福祉課）……………四

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………四

（同）……………四

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………四

（同）……………四

特定行為業務の登録……………五

（林政課）……………五

保安林の指定施業要件の変更予定……………五

（同）……………五

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………五

（建築住宅課）……………五

肥料登録の有効期間の更新……………六

（食の安全・安心推進課）……………六

## 告 示

青森県告示第百三十三号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三〇六	書籍	miniバラ	竹書房	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇七		無敵恋愛エスガール	ぶんか社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇八		裏モノ JAPAN	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇九		Young Love Comic aya	宙出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇〇		恋愛白書バステル	宙出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇一		絶対恋愛Sweet	笠倉出版社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当

青森県告示第百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

佐藤築炉工業株式会社

2 住所

岩手県花巻市上根子字米倉一〇〇の一

3 代表者の氏名

代表取締役 菊地 正三

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東津軽郡平内町大字口広字水須一の一五

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設

産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、動植物性残さ

五 申請年月日

平成二十六年二月十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所

平内町町民課

2 期間

平成二十六年二月二十八日から同年三月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年四月十四日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島二丁目の一

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	越後谷 友美	つがる市木造館 岡上稲元六	青い森整骨院	五所川原市中 央二丁目二四	平成 二六・一・三
変更後			あいのて弘	弘前市大字外 崎三丁目三の 三アーケクリ スタル	

青森県告示第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
越後谷 友美			つがる市木造館 岡上稲元六	青い森整骨院	五所川原市中 央二丁目二四	平成 二六・二 三
変更後				あいのて弘前	弘前市大字外 崎三丁目三の 三アーククリ スタル	

青森県告示第百七号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十六年六月二十三日(月)、平成二十六年六月三十日(月)、平成二十六年七月七日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第百八号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十六年六月二十三日(月)、平成二十六年六月三十日(月)、平成二十六年七月七日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	事業所所在地	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所				
株式会社一縁	弘前市大字城東中央一丁目一〇の二	訪問介護	イーケアゆきあかり	弘前市大字豊田一丁目一の一豊田スカイマンション1F	平成二六・三・一
株式会社みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二	通所介護	ひだまり家湊高台	八戸市湊高台四丁目二の一	"
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	福祉用具貸与	たんぼぼ	弘前市大字堅田八五丁目一五の二	"
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	特定福祉用具販売	たんぼぼ	弘前市大字堅田八五丁目一五の二	"

青森県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	事業所所在地	指定年月日
株式会社一縁	弘前市大字城東中央一丁目一〇の二	訪問介護	イーケアゆきあかり	弘前市大字豊田一丁目一の一豊田スカイマンション1F	平成二六・三・一
株式会社みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二	通所介護	ひだまり家湊高台	八戸市湊高台四丁目二の一	"
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	介護予防福祉用具貸与	たんぼぼ	弘前市大字堅田八五丁目一五の二	"
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	特定介護予防福祉用具販売	たんぼぼ	弘前市大字堅田八五丁目一五の二	"

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	指定年月日
株式会社ファーマリアイーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	居宅介護支援事業所ファーマリアイーケア	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	平成二六・三・一

青森県告示第百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第百十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	事業所在地	業務開始年月日	備考
0110010101	"	社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町三丁目四の五	ハピネス五戸	三戸郡五戸町三丁目四の五	平成二十六年二月二十八日	介護予防生活支援所
0110010201	"	社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町三丁目四の五	ハピネス五戸	三戸郡五戸町三丁目四の五	"	短期介護生活支援所
0110010301	平成二十六年二月二十八日	社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町三丁目四の五	ハピネス五戸	三戸郡五戸町三丁目四の五	平成二十六年二月二十八日	介護老人福祉施設

青森県告示第百十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 東津軽郡今別町大字大泊字上山崎六三の九一（次の図に示す部分に限る。）、六三の七九、六三の一四九

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及び法第八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の上欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。

2 組積造及び補強コンクリートブロック造	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
	二階の床版（二階は、屋根版）の配筋工事 合は、屋根版）の配筋工事	軸組工、柱組壁工、ハブ工、木質プレハブ工、組立工、及び屋根工、難となる場合は、下地工		
1 木造	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		軸組工、柱組壁工、ハブ工、木質プレハブ工、組立工、及び屋根工、難となる場合は、下地工		仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工）
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であつて、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舍、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、パレー、カフェ、遊技場、公衆浴場、待合料、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のもを除く。）	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であつて、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舍、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、パレー、カフェ、遊技場、公衆浴場、待合料、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のもを除く。）	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	建築物の構造		特定工程	特定工程後の工程
		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの		その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

**公 告**

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十六年二月二十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四四号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 一一・〇	公定規格 のとおり	株式会社 八戸市卸セン ターの八

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭

この告示は、平成二十六年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用する。

附 則

3 鉄骨造	二階の床版の取付工事（二階がない場合は、建方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事 合は、取付工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事